

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学長の任期（第2条）
- 第3章 学長候補者の選考（第3条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における学長の任期及び学長候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

第2章 学長の任期

（学長の任期）

第2条 学長の任期は6年とする。ただし、補欠の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長は再任されることができる。ただし、引き続き9年を超えて在任することはできない。

第3章 学長候補者の選考

（選考の時期）

第3条 学長選考・監察会議は、次の場合に学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の6月前までに、前項第2号から第4号に該当する場合は、速やかに行わなければならない。

（選考の基準）

第4条 学長候補者は、本学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により選考する。

2 学長選考・監察会議は、前項の基準を、本学の特性及び理念・目標等を勘案した上で、学長の選考を開始するまでに策定し、学内に周知するものとする。

（学長候補適任者の推薦）

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考にあたり、次の各号に掲げる者（次項において「推薦有資格者」という。）に学長候補適任者の推薦を求めるものとする。

- (1) 本学の役員（ただし、非常勤の役員及び監事を除く。）
- (2) 国立大学法人室蘭工業大学経営協議会規則（平成16年度室工大規則第3号）第2条第1項第4号に掲げる者
- (3) 本学の職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）

2 学長選考・監察会議は、推薦有資格者10名の署名により推薦のあった者を学長候補適任者として受け付けるものとする。

3 学長選考・監察会議の委員は、前項までの規定に基づき推薦された者のほかに、本学の役員又は職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）以外の者を学長候補適任者として推薦することができる。

（意向聴取対象者の選考）

第6条 学長選考・監察会議は、前条の規定に基づき推薦された学長候補適任者について、選考を行う。

2 前項の規定に基づく選考の結果、推薦された学長候補適任者のうち5名以内（うち前条第3項の規定に基づき推薦された者は2名以内に限る。）を次条に定める意向聴取の対象となる学長候補適任者（以下「意向聴取対象者」という。）とする。

(意向聴取)

第7条 学長選考・監察会議は、学内の意向を聴取するため、前条によって選出された意向聴取対象者について、意向聴取資格を有する者(以下「意向聴取有資格者」という。)による聴取(以下「意向聴取」という。)を1回に限り行う。ただし、原則として意向聴取対象者が1名の場合は、意向聴取は行わないものとする。

(意向聴取有資格者)

第8条 意向聴取有資格者は、前条の意向聴取の公示の日に本学に在職する職員(日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。)とする。ただし、海外旅行中の者(海外旅行に伴う国内旅行中の者を含む。この条において同じ。)、休職中の者及び停職中の者を除く。

2 前項ただし書きに規定する海外旅行中の者が、意向聴取日の前日までに帰学予定である場合は、意向聴取有資格者に含むものとする。

3 意向聴取有資格者で意向聴取開始の時までにその資格を失った者は、投票することができない。

(不在投票)

第9条 意向聴取について、不在投票を認める。

(最終選考)

第10条 学長選考・監察会議は、学長候補者の決定を行うに当たり、得票上位の者3名の意向聴取対象者(ただし、意向聴取対象者が3名に満たない場合はすべての者)に対して公開質疑及び直接面談等を行うものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項の公開質疑及び直接面談等の結果により、また必要に応じて意向聴取の結果を参考に、学長候補者を決定する。

(学長選考結果等の公表)

第11条 学長選考・監察会議は、第4条第2項の規定に基づき定め、又は変更した基準及び学長の選考の結果を学内に通知するとともに、公表しなければならない。

(事務)

第12条 学長候補者の選考に関する事務は、総務広報課において処理する。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年6月30日から施行する。

(任期の特例)

第2条 この規則の施行の日に現に学長の職にある者の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月31日までとし、再任されることができない。

第3条 この規則に基づき最初に選出される学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、その任期が4年を超えない場合に限り、1回に限り再任されることができる。

附 則(平成17年度室工大規則第3号)

この規則は、平成17年6月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年度室工大規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度室工大規則第20号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度室工大規則第62号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度室工大規則第22号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年度室工大規則第46号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年度室工大規則第2号)

この規則は、令和2年4月22日から施行する。

附 則（令和2年度室工大規則第33号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度室工大規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。